

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 総務委員会規程

（目的）

第1条 支部の総務関係の運営等に関し、これを円滑に合理的に行うために定める。

（総務委員会）

第2条 総務委員会は下記事項に関することについて、審議する。

- 一 支部ホームページに運営に関すること
- 二 関係団体会議の参加運営に関すること
- 三 広報に関すること
（支部ニュース、労安衛協本部投稿等）
- 四 外部渉外に関すること
- 五 支部事務局の運営に関すること
- 六 規程等の管理に関すること
- 七 その他

（委員）

第3条 委員は総務委員長が指名し、常任幹事会に報告し確認する。

- 2 委員数は委員長を除き6名以内として、委員会で決める。

（委員会）

第4条 委員会は総務委員長が招集し開催する。

- 2 開催は必要に応じて決定し開催する。

（要領・内規）

第5条 総務委員会で担当する事項についての、詳細は別途、要領または内規で定める。

（改廃）

第6条 総務委員会規程は、幹事会の決議により変更することができる。但し、軽微な変更については常任幹事会で変更することができる。そして直近の幹事会に報告するものとする。

附則（平成30（2018）年10月7日）

この総務委員会規程は平成30（2018）年10月7日より施行する。